Ｂ　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は10,000,000円のいずれか少ない額

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.6

算式の符号

Ａ　地域連携センター（公立の大学等において地方団体等と連携して地域の課題の解決を図る取組を行う組織をいう。以下この号において同じ。）の運営のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域連携センターの運営のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七十九　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定有人国境離島地域をいう。以下同じ。）における地域社会の維持に関する事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十　へき地患者輸送航空機の運航等に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するへき地患者輸送航空機運航支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

八十一　医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十二　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　個人が都道府県に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業家（地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を行おうとする者をいう。以下同じ。）を選択した場合において、当該起業家が新たに開始する事業の用に供する施設の整備等に係る費用について、都道府県が当該寄附金を財源に行う補助（以下単に「補助」と

七十八　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

Ｂ　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は10,000,000円のいずれか少ない額

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.6

算式の符号

Ａ　地域連携センター（公立の大学等において地方団体等と連携して地域の課題の解決を図る取組を行う組織をいう。以下この号において同じ。）の運営のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域連携センターの運営のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七十九　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定有人国境離島地域をいう。以下同じ。）における地域社会の維持に関する事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十　へき地患者輸送航空機の運航等に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するへき地患者輸送航空機運航支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

八十一　医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十二　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　個人が都道府県に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業家（地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を行おうとする者をいう。以下同じ。）を選択した場合において、当該起業家が新たに開始する事業の用に供する施設の整備等に係る費用について、都道府県が当該寄附金を財源に行う補助（以下単に「補助」と